意⑹ｄを同記載上の注意⑹ｅとし、同記載上の注意⑹ｃ中「自己の株式」の次に「又は投資口」を加え、「同法第156条第１項の規定により取締役会」を「同法第156条第１項の規定による取締役会又は投資信託及び投資法人に関する法律第80条の２第３項の規定による役員会」に改め、「に係る株式」を削り、同記載上の注意⑹ｃを同記載上の注意⑹ｄとし、同記載上の注意⑹ｂ中「に係る株式」を削り、同記載上の注意⑹ｂを同記載上の注意⑹ｃとし、同記載上の注意⑹ａ中「の発行済株式」の次に「又は発行済投資口」を加え、「又は新株予約権付社債」を「、新株予約権付社債又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第18項に規定する新投資口予約権証券をいう。）」に、「このａ」を「ｂ」に改め、「記載すべき発行済株式」の次に「又は発行済投資口」を、「当該新株予約権」の次に「又は新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第17項に規定する新投資口予約権をいう。）」を加え、同記載上の注意⑹ａを同記載上の注意⑹ｂとし、同記載上の注意⑹として次のように加える。

ａ　上場株券等が投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第15項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）である場合には、「発行済株式の総数」欄中「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「株（　年　月　日現在）」とあるのは「口（　年　月　日現在）」と、「取締役会における決議内容」欄中「取締役会」とあるのは「役員会」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「その他（　）」欄中「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と、「上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等」欄中「株式」とあるのは「投資口」と、「総数（株）」とあるのは「総数（口）」と読み替えて記載すること。

ｂ　第二号様式記載上の注意⑹ｅ中「に係る株式」を削り、同記載上の注意⑺に次のように加える。

⑺　上場株券等が投資証券である場合には、「買付予定の上場株券等の数」欄中「（株）」とあるのは「（口）」と読み替えて記載すること。

ｃ　第二号様式記載上の注意⑼ｃ中「の資本金の額及び発行済株式」を「の資本金又は最低純資産額の額及び発行済株式又は発行済投資口」に改め、同記載上の注意⑼ｃを同記載上の注意⑼ｄとし、同記載上の注意⑼ｂの次に次のように加える。

ｃ　上場株券等が投資証券である場合には、「⑶　資本金の額及び発行済株式の総数」欄中「資本金」とあるのは「最低純資産額」と、「発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と読み替えて記載すること。

第二号様式記載上の注意⑷に次のように加える。

ｄ　上場株券等が投資証券である場合には、「⑶　株主資本等変動計算書」欄の記載を省略すること。

第二号様式記載上の注意⑸を次のように改める。

⑸　株価の状況

届出日の属する月前６月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

なお、上場株券等が投資証券である場合には、「株価の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と読み替えて記載すること。

ａ　株式又は投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を記載すること。

ｂ　株式又は投資口が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録している場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。

第四号様式の１⑴及び２⑵中「に係る株式」を削り、同様式記載上の注意⑸を次のように改める。

⑸　買付け等を行った上場株券等の数

上場株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに買付け等を行った株券等の数を記載すること。

なお、上場株券等が投資証券である場合には、「応募数（株）」とあるのは「応募数（口）」と、「買付数（株）」とあるのは「買付数（口）」と読み替えて記載すること。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の二の二とし、第一条中「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百七十二条、第百七十二条の二、第百七十二条の九及び第百七十二条の十に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　新優先出資引受権（令第一条の四第二号に規定する新優先出資引受権をいう。次項において同じ。）を表示する証券

二　外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券又は前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三　新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。次号において同じ。）

四　外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。）で新投資口予約権証券に類する証券

2　法第百七十二条、第百七十二条の二、第百七十二条の九及び第百七十二条の十に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じて、当該各号に定める権利の行使に際して払い込むべき金額とする。

一　前項第一号に掲げる有価証券　当該有価証券に係る新優先出資引受権

二　前項第二号に掲げる有価証券　当該有価証券に係る外国の者に対する権利であって新株予約権又は新優先出資引受権の性質を有するもの

三　前項第三号に掲げる有価証券　当該有価証券に係る新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。次号において同じ。）

四　前項第四号に掲げる有価証券　当該有価証券に係る外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利であって新投資口予約権の性質を有するもの

第六十一条の六の次に次の一条を加える。

（自己の株式の取得に準ずる場合）

第六十一条の六の二　法第百八十五条の七第十四項に規定する自己の株式の取得に準ずる場合として内閣府令で定める場合は、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の投資口の取得である場合とする。

（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部改正）

第十三条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項に次の二号を加える。

三　新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）

四　外国投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）で新投資口予約権証券に類する証券

第四条の二第二項中「外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するもの

二　新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）

三　外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。）に対する権利で新投資口予約権の性質を有するもの